②　市場リスクの管理
金利リスクの管理
業務方法書及び当機構の貸付準則に基づき利率を決定しております。
③　資金調達に係る流動性リスクの管理
当勘定は、主務大臣により認可された資金計画に基づき資金調達を行うとともに、流動性リスクの管理を行っております。
○労災年金担保貸付勘定
①　信用リスクの管理
当勘定は、当機構のリスク管理方針、信用リスク等管理規程及び債権管理規程等に基づき、貸付金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。
②　市場リスクの管理
金利リスクの管理
業務方法書及び当機構の貸付準則に基づき利率を決定しております。
○承継債権管理回収勘定
信用リスクの管理
当勘定は、当機構のリスク管理方針、信用リスク等管理規程及び債権管理規程等に基づき、貸付金について、個別案件ごとの信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運用しております。

イ　金融商品の時価等に関する事項
期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	85,499	85,499	—
⑵　金銭の信託	74,273	74,273	—
⑶　有価証券	62,200	62,200	—
⑷　長期貸付金	4,286,135		
貸倒引当金	△ 5,398		
	4,280,737	4,532,691	251,954
⑸　未収財源措置予定額	1,222	1,222	—
⑹　破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	19,147		
貸倒引当金	△ 7,362		
	11,784	11,784	—
⑺　福祉医療機構債券	(326,000)		
債券発行差額	(△ 13)		
	(325,986)	(341,266)	(15,280)
⑻　長期借入金	(3,147,948)	(3,399,710)	(251,761)

（注１）
⑴　負債に計上されているものは、(　) で示しております。
⑵　長期貸付金は、１年以内回収予定長期貸付金を含んでおります。
⑶　長期貸付金及び破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権は、対応する貸倒引当金を控除しております。
⑷　福祉医療機構債券は、１年以内償還予定福祉医療機構債券を含んでおります。
⑸　長期借入金は、１年以内返済予定長期借入金を含んでおります。
（注２）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
⑴　現金及び預金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑵　金銭の信託
取引金融機関から提示された価格によっております。
⑶　有価証券
譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
⑷　長期貸付金
長期貸付金の時価については、貸付金の種類ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。また、貸倒懸念債権等については担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。
⑸　未収財源措置予定額
未収財源措置予定額は、当事業年度に費用計上した退職手当給付金のうち、その発生額が退職手当共済法第19条の規定に基づき、後年度において都道府県補助金により財源措置される金額を計上しており、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額にほぼ等しく当該帳簿価額によっております。
⑹　破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権については、担保の処分見込額及び保証による回収見込額に基づいて貸倒引当金を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。
⑺　福祉医療機構債券
当機構の発行する福祉医療機構債券の時価は、市場価格によっております。
⑻　長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（退職給付引当金関係）
年金担保貸付勘定、労災年金担保貸付勘定及び承継債権管理回収勘定における退職給付引当金に関する事項は、以下のとおりとなっております。
⑴　採用している退職給付制度の概要
当機構は、確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。当機構の企業年金基金制度は複数事業主制度となっておりますが、年金資産の額を退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。
企業年金基金制度（積立型制度となっております。）では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度となっております。）では、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。